

暮らしのお知らせ

地区計画制度

身近なまちづくりのルール

地区計画制度は、地区の特性に合ったまちづくりの大まかな目標と、それを実現するための具体的なルールを定めるものです。
 ルールとして、建物の用途・住宅・店舗など・高さ・敷地面積・色・道路や公園の配置などを地区全体で定められます。

計画書の申し出ができます

地区計画を定めようとする地域住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案を市へ申し出ることができ、面積などの条件あり。

建築などは事前の届け出を

現在、市内では15の区域で地区計画が定められています。

計画の区域内で建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

地区計画の一覧 Ⅱ 京成成田駅東口地区、公津東地区、橋賀台二丁

目地区、久住駅前地区、土屋地区、玉造六丁目地区、公津西地区、大栄物流団地地区、成田湯川駅南口地区、東町・花崎町地区、中台三丁目地区、大学医学部付属病院地区、美郷台小学校地区、久住第二小学校跡地地区、小菅地区

地区計画の対象区域と内容は、

都市計画課(市役所5階)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page180600.html>)で確認できます。

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

騒音地域のケーブルテレビ

引き込み工事費を補助

市では、空港周辺の騒音地域の一部に対し、住宅へのケーブル

テレビ引き込み工事費用のうち、標準工事費の75パーセントを補助しています。平成30年度に幹線整備が完了した豊住・下総地区(一部)は、今年度末で補助が終了します。補助を利用してケーブルテレビへの加入を希望する人は、成田ケーブルテレビ(☎22・100)へ申し込んでください。

補助対象Ⅱ次の2つの要件を満たす人
 ○平成30年4月1日以降に幹線を整備した対象地域に住宅を所有している、または住民記録がある

○市税を滞納していない
 ※くわしくは空港対策課(☎20・1521)へ。

都市計画

関係図書を縦覧

都市計画が変更されたことに伴い、関係図書を次の通り縦覧できます。

縦覧場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁中庁舎7階。①～⑤のみ)

内容

- ① 成田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)
 - ② 下総大栄都市計画区域の変更(県決定)
 - ③ 下総大栄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)
 - ④ 下総大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更(県決定)
 - ⑤ 下総大栄都市計画道路の変更(県決定)
 - ⑥ 下総大栄都市計画用途地域の変更(市決定)
 - ⑦ 下総大栄都市計画道路の変更(市決定)
 - ⑧ 下総大栄都市計画地区計画の変更(市決定)
- ※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

ジェネリック医薬品

切り替えて自己負担額を軽減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に

新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を9月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。通知を希望しない人は、9月7日(火)までに保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

ジェネリック医薬品へ切り替える場合は、医師や薬剤師に相談してください。

令和2年度の削減効果

○通知を送付した人数…3,474人

○ジェネリック医薬品に切り替えた人数…484人

○削減額…1,055万2,683円

※くわしくは保険年金課へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料Ⅱ認可外保育施設に支払った7〜9月分の利用料

申請書配布場所Ⅱ保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003)

html)

申請方法Ⅱ9月15日(水)〜30日(木)(当日消印有効)に申請書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

9月10日は下水道の日

正しい使用を心掛けて

公共下水道は、川や海などの水質保全や排水機能による災害対策のために欠かせない施設です。

下水道へ油などの水に溶けない物や調理くずを流したり、洗剤を使いすぎたりしないなど、日頃から正しい使用を心掛けましょう。 ※くわしくは下水道課(☎20・1556)へ。

無料公証相談

トラブルを防ぐために

公正証書作成、定款認証、私署証書の認証などの相談に、専門家が応じます。

日時Ⅱ10月1日(金) 午前9時〜正午

会場Ⅱ千葉地方法務局佐倉支局 ※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは成田公証役場(☎22・1035)へ。

入札参加資格審査申請

令和4・5年度分を受け付け

市では、令和4・5年度の入札参加資格審査申請の受け付けを行います。

市の発注する建設工事、測量・

市長日誌



8月1日(日)〜15日(日)

- 2日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4日 成田祇園祭オリジナルフレーム切手贈呈式
- 5日 成田赤十字病院運営協議会
- 6日 宮内秀樹農林水産副大臣新市場視察
- 7日 キッズタウンNARITA2021
- 13日 アイルランドパラリンピックチーム出迎え(15日)
- 15日 大雨に係る災害対策本部員会議
在日アイルランド商工会議所主催によるオンライン激励会



オリジナルフレーム切手を受け取る(4日)

設計などの委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供または賃貸借に関する入札・見積もり競争に参加するには、事前に入札参加資格者名簿に登録が必要です。

登録を希望する事業者は、次の通り申請してください。

申請方法Ⅱちば電子調達システム ホームページ(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portallpublic>)から入札参加資格申請システムによる電子申請を行った後、千葉県電子自治体共同運営協議会共同受付窓口(〒260・0855 千葉市中央区市場町1-1)へ申請書を送付

申請期間Ⅱ9月16日(木)〜11月15日(月) 午後5時(必着)

※くわしくは同協議会(☎043・441・5551)または、ちば電子調達システムホームページへ。

9月11日は警察相談の日

犯罪被害を防ぐために

警察では、犯罪などによる被害を未然に防ぐため、県警本部や警察署に総合相談窓口を開設して、市民生活の安全に関する相談に応じています。

電話で相談する場合は、警察相談専用電話#9110番に電話してください。なお、110番は事件・事故など、緊急通報の場合のみ利用してください。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行っています。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認できます。

日時Ⅱ10月6日(水) 午前11時
放送内容ⅡこれはJアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりました

※当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

携帯電話の廃棄

貴重な金属を再利用

スマートフォンや携帯電話には金・銀・銅・レアメタルなどの貴重な金属が高濃度で含まれているため、リサイクルして有効活用することが大切です。

携帯電話会社の店舗などでは、スマートフォンや携帯電話の本体・電池・充電器をメーカーに係なく無償で回収しています。

金物・陶磁器類(黄色の指定袋)として出すこともできますが、個人情報取り扱いに注意してください。

また、電池が混入すると火災の原因になります。電池を取り外してから出すなど、正しい分別にご協力をお願いします。

※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

社会生活基本調査

ご協力をお願いします

10月20日(水)を基準日として、国の統計調査である社会生活基本調査が行われます。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や自治体の施策に活用されます。

対象となった世帯には、9月上旬から調査員が訪問します。紙の調査票への記入だけでなく、パソコンやスマートフォンでも回答できますので、調査にご協力をお願いします。

※くわしくは県統計課(☎043・223・2223)へ。

小規模特認校

豊住小学校で

一緒に学びませんか

令和3年4月から、豊住小学校は市内全域からの入学・転入学を認める小規模特認校となりました。少人数によるきめ細かな指導と、恵まれた自然環境や地域の歴史と伝統を生かした教育を推進する豊住小学校で学んでみませんか。

小規模特認校とは

地域の特性を生かした活動や、ほかの学校にはない特色ある教育

を行う学校で、一定の条件を満たすことで市内全域から入学・転入学ができます。

豊住小学校では次のような教育を取り入れ、さらなる活性化を図っています。

- 地域と連携した体験学習の充実
- 外国人英語講師(ALT)を活用した英語教育の充実
- 遠隔地の学校と交流学習を行うなどのICT教育の推進

入学・転入学を希望する場合は

まずは学務課(市役所5階)へ相談してください。学校見学や入学までの手続きなどのくわしい説明を行います。

※くわしくは同課(☎20・1581)へ。

飼料用米などの推進

稲作農家の皆さんへ

食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で毎年約10万吨も減少しています。生産量が需要量を上回り、在庫が増えると米価の下落を招きます。

飼料用米や加工用米などの生産には既存の機械や施設をそのまま使うことができ、国や県から補助

金の支援を受けられます。

主食用米の需給改善を図るため、飼料用米や加工用米などの生産に取り組んでみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

私立幼稚園の給食副食費

一部を助成します

4月から8月までに私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のおかずなどの副食費を助成します。

対象Ⅱ私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
- 令和2年度市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
- 小学3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯
- ファミリーホームまたは里親に委託されている子どもがいる世帯

対象となる費用Ⅱ4ヶ月分の給食副食費

申請書配布場所Ⅱ各幼稚園、保育課(市役所2階)、市ホームページ

(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page141200.html>)

申請方法Ⅱ9月30日(木)までに申請書、領収書などの必要書類、印鑑を持って保育課へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

航空機騒音健康影響調査

アンケートにご協力を

成田国際空港(株)では、空港周辺地域に住む人の生活環境や健康状態の変化を把握することを目的としてアンケートを実施します。

対象者には案内文を送付しますので、回答にご協力をお願いします。

期間Ⅱ10月1日(金)～11月19日(金)

対象Ⅱ騒防法第一種区域と、その隣接区域などのうち、騒音レベルごとに無作為に抽出された約5、000人

※くわしくは平日午前10時～午後4時に小林理学研究所騒音振動研究室(☎080・2019・2053)へ。